

## 大会運営に関する内規

日本動物実験代替法学会は大会運営に関して以下の取り決めを行う。

1. 日本動物実験代替法学会の大会長（以下、大会長）は大会ホームページを作成し、登録および要旨の提出を促す。和文および英文の大会プログラムを大会の半年以上前からホームページに掲載し、順次更新する。
2. 大会講演要旨は和文および英文にてそれぞれ作成し、大会終了までに配布する。要旨集が和文のみの場合、英文プログラムおよび英文要旨は大会期間中に海外から参加者や必要とする方へ印刷物として配布する。なお、英文要旨は後日 AATEX に掲載される。
3. 大会要旨集および大会会場内で学会賛助会員名を掲載する。
4. 細則に準じ、賛助会員の特典に対応する。
5. 細則に準じ、名誉会員の特典に対応する。
6. 賛助会員には大会会場でのブースの割引を行う。割引率は大会長が定めることとする。
7. 大会期間中の学会主催会議の会場（総会、評議員会、理事会、各種委員会等）は、大会長が準備する。
8. 大会プログラムの企画には、企画委員会、広報委員会、総務委員会、国際交流員会の代表を加える。
9. シンポジストが非会員の場合、大会行事に招待する。
10. 大会プログラムに、総会、各種受賞講演および表彰式の時間を設ける。
11. 本取り決め事項は、第 30 回大会から適用する。

付則

本規定は 2016 年 5 月 11 日より施行する。